令和7年度 ミニアートギャラリー作品展示ガイド

(展示団体)

1:展示できる団体は、相模原市内で活動されている団体とします。 展示を希望する団体は、以下に記載する内容を承諾のうえ、申し込んで ください。

(展示作品)

2:作品は、絵画・書・手芸・写真・寄せ植え・盆栽・フラワーアレンジメント等で、展示スペースに展示可能な作品に限ります。

3: 第三者の権利に抵触する作品および営利・宗教・政治活動に関わる作品の展示はできません。

(展示場所)

4:展示場所は、総合学習センター(以下「センター」という。) | 階・2階の指定した場所とします。具体的なスペース・寸法等は、別紙を参照してください。

(展示期間)

5:展示期間は、令和7年4月13日(日)から令和8年3月28日(土)までの指定された期間で、1団体の展示期間は、原則として、準備・撤去を含めて日曜日から土曜日までの1週間とします。

(展示希望の受付)

6:受付期間はありませんが、必ず空き状況をご確認ください。

(令和7年3月23日(日)、毎月第3木曜日、年末年始(12月29日~ 1月3日)の休所日を除く)

所定の申込書に必要事項を記入の上、生涯学習センターの窓口へお持 ちください。

申込書は、生涯学習センター窓口で配布するほか、市ホームページから ダウンロードすることができます。

(展示団体及び展示期間の決定)

7:申込書をご提出いただいた順に受付し、空き状況に基づき展示期間を決定します。

(展示方法とご注意)

8:作品の展示・撤去およびそれに係る付帯作業(パネル組立・解体等) は、展示団体が行ってください。また、これら作業中は、他の利用者の迷 惑にならないよう心掛けてください。

9:展示方法は、ワイヤーフック吊り展示、パネル展示または机上に展示する形態に限定します。釘打ちや粘着テープ等での壁面貼付は禁止します。

10:作品名・作者名の名札を直接壁に貼付けることは禁止します。

11:壁や建物、付属設備等の加工はできません。また、展示により、壁や建物を損傷した場合は、展示団体の負担で修復していただくことがあります。

12:額の表面カバーは、原則としてアクリルのものを使用してください。 13:センター入口および展示場所の看板への案内表示は、展示団体が 作成してください。案内表示の団体名称は、実際に展示を開始する時点 のものとし、申し込みから展示を開始するまでの間に団体の名称が変更 された場合は、速やかに生涯学習センターへご連絡ください。

14:展示作品について、第三者の写真撮影を禁止する場合には、看板に その旨を記載してください。 15:展示日程決定後、やむを得ない事情により展示を取りやめる場合は、 速やかに生涯学習センターへご連絡ください。

16:展示スペースと備品等の寸法については、別紙を参照していただき、 記載されたことを超える申請およびご要望には対応できません。

(展示の宣伝)

17:相模原市ホームページに年間展示予定団体の一覧を掲載します。

18:展示団体において、案内・パンフレット等を作成する場合は、必ず、 代表者の連絡先・センターの休所日を明記してください。

(展示作品の管理)

19:展示作品は、すべて展示団体の責任において管理してください。

万一、作品の破損や紛失があっても、生涯学習センターでは責任を負いません。

20:作品その他、私物はお預かりできません。

(その他)

21:令和6年度分まで行っておりました追加募集は実施しませんので、

本件の随時募集にてお申し込みください。

22:原則、展示団体の決定は1団体につき1週までですが、作品展示期間に空きがある場合は、1団体につき2週までとします。3週以上展示を希望される場合は、お申し込みの前に必ずご相談ください。

23:センターの休所日は、原則として、毎月第3木曜日および年末年始(12月29日~1月3日)です。

24:令和7年4月第1、2週および令和8年3月最終週は桜まつり開催 予定のため、展示期間対象外です。また、令和7年12月28日(日)から 令和8年1月10日(土)は年末年始のため、展示期間対象外です。

25: 災害等の社会状況により、展示を休止する場合があります。 また、展示場所のレイアウトが変更となる場合がありますので、ご了承く ださい。

26:問い合せ先は次のとおりです。

T252-0239

相模原市中央区中央3-12-10

生涯学習センター(総合学習センター | 階)

電話 042-756-3443